

第四十六回 参議院大蔵委員会會議録第八号

昭和三十一年二月二十五日(火曜日)
午前十一時九分開会

出席者は左のとおり。

委員長 新谷寅三郎君
理事 柴田 榮君
西川甚五郎君
成瀬 幡治君
渋谷 邦彦君

委員

川野 三暁君
栗原 祐幸君
佐野 廣君
津島 壽一君
島島徳次郎君
日高 広為君
堀 末治君
木村禧八郎君
原島 宏治君
鈴木 市藏君

政府委員

大蔵政務次官 齊藤 邦吉君

事務局側

常任委員会 坂入長太郎君
専門員 員

○理事の辞任及び補欠互選の件
○納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。
この際、おはかりいたします。柴谷

要君から、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございましたが、これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷寅三郎君) 御異議ないと認めます。

つきましては、直ちにその補欠互選を行ないたいと存じます。互選は、投票の方法によらないで、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷寅三郎君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に成瀬幡治君を指名いたします。

○委員長(新谷寅三郎君) 昨二十四日本院先議として提出せられ、本委員会に付託せられました納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、本案の提案理由の説明を求めます。齊藤大蔵政務次官。

○政府委員(齊藤邦吉君) ただいま議題となりました納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

御承知のように、納税資金の貯蓄を助成して租税の容易かつ確実な納付に資するため、現在、納税貯蓄組合法が設けられております。政府は、この

制度の現状に顧み、その一そうの健全な普及発達をはかる必要があると考え

ますので、この法律案を提出する次第であります。

以下、この法律案の内容につきましても、その大要を申し上げます。

第一は、納税貯蓄組合預金を取り扱う金融機関について、新たに商工組合中央金庫を加え、中小商工業者等その利用者の便宜をはかることとしております。

第二は、納税貯蓄組合連合会について、その法制化をはかって、規制と助成の措置を講ずることとし、当該連合会が、翼下の納税貯蓄組合を指導、育成し、またはその連絡、調整等の事務を行なうのに資することとしております。

第三は、納税貯蓄組合預金について、それが納税以外の目的に引き出された場合において、引き出し額に應ずる利子に対する所得税を課さないものとする場合の引き出し限度額を五万円から十万円に引き上げ、預金者の便宜に供することとしております。

以上、納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と内容の大要を申し上げます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(新谷寅三郎君) 本案についての審議は、本日はこの程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時十三分散会

二月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月三日)
一、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

二月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、酒類販売の免許制度存続に関する請願(第六一八号)

一、ガソリン税、軽油引取税の増税反対に関する請願(第六三四号)
一、医療法人に対する法人税等減免に関する請願(第六五六号)

第六一八号 昭和三十一年二月十二日受理

酒類販売の免許制度存続に関する請願
請願者 石川県金沢市尾張町二〇 井波豊男外二万七百二十名

紹介議員 林屋亀次郎君 鳥島徳次郎君

酒類の販売については、現行の免許制度を厳守せられたいとの請願。

大蔵省の一部において、酒類の販売について、現行の免許制度を大幅に緩和し、あるいは、これを廃止しようとする意向があるが、現行制度

は、酒税の保全に資しており、これを開放することは、一部飲料業者と密接な関係にある暴力団の格好の資金源となるおそれがある。また、最近飲酒にもとづく青少年の不良化、あるいは交通事故の増加、あるいは酒類中毒患者の増加が伝えられているときであり、社会の秩序維持、国民保健の立場からも自由化の名にかくれて、酒類販売の市場を開放することはとうてい許されるべきではない。

第六三四号 昭和三十一年二月十三日受理

ガソリン税、軽油引取税の増税反対に関する請願
請願者 東京都新宿区四谷三ノ二 社団法人日本トラック協会内税制対策委員会内 高橋憲太郎

紹介議員 天坊 裕彦君

道路整備財源措置の適正化と自動車燃料諸税の合理化のため、次の措置を講ぜられたいとの請願。

一、道路整備の財源は、一般財源の大幅投入によること。

二、不足財源は、道路公債の発行によつてまかなうこと。

三、ガソリン税、軽油引取税の増税は、絶対避けること。
四、増税に関する昭和三十一年一月

二十三日、同年十二月四日の衆参両院運輸委員会における付帯決議等過去における国会審議の経緯を顧み、院議の尊厳を保たれたく、特に昭和三十八年十二月十八日税制調査会の答申を尊重し、課税の公正を要する。

理由

一、道路整備による受益は国家社会、一般国民に及び現時の自動車使用者のみではない。しかるに自動車使用者は、唯一の受益者として、過去再三の増税により高額な税を課せられ、更に一般道路整備費の七十五パーセントを負担している。

二、現在のカソリン税は、わが国主要間接税中の最高税率であつて、これを世界各國の税率と比較すれば世界第二位の税率である。軽油引取税は、ジゼル車普及の国策的見地、輸出商品としての重要性、車両価格の高額などからして、ガソリン税より割安が当然であつて、これを高額なガソリン税と比較して引き上げることが当を得ない。

三、これら燃料を使用するバス、トラック、タクシー等輸送事業は、公共料金の名のもとに運賃の改変を抑制され、一方本年二月から実施される自動車損害賠償責任保険料の三倍増による不可避的経費の増大、その他物価、人件費の上昇による諸経費増により、企業採算の許容を越え、事業存立の危機に立たされ、これ以上の増税にはたえられない事態に立ち至つて

いる。

四、その他燃料消費の大宗を占める中小商工業者も増税は、各事業内において吸収の余地なく、当然運賃にはね返り、物価上昇の原因ともなり、政府の物価政策に背馳することになる。

五、道路は国家の資産であり、永久の財産でもある。

膨大な財源を必要とするわが国近代道路の整備には、一般財源の投入強化を行ない、なお不足する財源は、現在範囲の受益者の課税にのみ依存することなく、将来の受益者負担の意味からも、広く道路公債の発行による財源をもつてまかなうのが当然である。

第六五六号 昭和三十九年二月十三日受理

医療法人に対する法人税減免に関する請願

請願者 広島市草津南町一八八三 佐藤卓一

紹介議員 岩沢 忠恭君

医療法人に対し一般営利法人同様の法人税を課税し、また、相続税、贈与税、固定資産税を課することは、医療法人創設の立法精神をじゅうりんとするばかりでなく、医療法人の経営を全く危機にひんせしめるものであるから、これらの税の減免について最少限、左記の要点を法的に確立せられたいとの請願。

一、医療法人は配当禁止により総ての収益を医療の用に供さなければならぬ非営利事業であるから法

人税は二十八パーセント以下とする。

二、医療法人は利益配当を禁止され、かつ、その財産をみだりに処分できないものであるから、出資持分のある社団であつて、主として社会保険等による診療報酬により維持されている医療法人の相続について、その出資持分の算定に当つて、出資持分額面金額に準じて相続税を課することを明確にし、その相続税納付に要する資金は、医療金融公庫から長期低利資金を融資すること。

三、医療法人の財団並びに出資持分の定めなき社団において、その解散後の残余財産の帰属が国、地方公共団体または、同種の公的法人に移譲されることが寄付行為または、定款に明記されたもので、その経営が主として社会保険等による診療報酬により維持されているものにおいては、相続税並びに贈与税は非課税とすること。

四、医療施設の改善のために供し、患者の診療に還元される医療設備、施設の固定資産に対する不動産取得税は非課税とすること。

二月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案

納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案

納税貯蓄組合法の一部を改正する法律

納税貯蓄組合法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「組合」の下に「及びその連合体」を加える。

第二条第一項中「地域」の下に、「職域」を加え、同条第二項中「無尽会社」を「商工組合中央金庫」に改める。

第八条第一項中「五万円」を「十万円」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

(納税貯蓄組合連合会)
第十条の二 第三条、第七条及び第九条の規定は、納税貯蓄組合の連合体(その連合体を含む。)で、会員の指導及び育成に関する事務、会員の行なう事業についての連絡及び調整に関する事務その他納税貯蓄組合の健全な発達を図るため必要な事務を行なうことを目的とし、かつ、政令で定める手続によりその規約を税務署長及び地方公共団体の長に届け出たもの(以下「納税貯蓄組合連合会」という。)について準用する。この場合において、第七条中「その組合員又は自己以外の組合員」とあるのは、「その間接の構成員たる組合員」と読み替へるものとする。

第十一条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「前条第一項」を「第十条第一項」に改め、同項の次に

次の一項を加える。

2 納税貯蓄組合連合会の規約の届出を受けた税務署長及び地方公共団体の長は、この法律の適正な実施を確保するため必要があるときは、当該連合会若しくはその直接若しくは間接の構成員たる納税貯蓄組合連合会、納税貯蓄組合若しくはその組合員に対して質問し、又は所屬の職員をしてその質問をさせることができる。第十二条第一項中「納税貯蓄組合でない者」を「納税貯蓄組合又は納税貯蓄組合連合会でない者」に、「納税貯蓄組合又はこれに」を「納税貯蓄組合若しくは納税貯蓄組合連合会又はこれら」に改め、同条第二項中「納税貯蓄組合」の下に「又は納税貯蓄組合連合会」を加える。

第十三条中「納税貯蓄組合」の下に「又は納税貯蓄組合連合会」を加え、「組合」を「当該組合又は連合会」に改める。

第十四条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第三条」及び「第七条」の下に「第十条の二」において準用する場合を含む。を加え、同条第三号中「第十一条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「同項」を「同条第一項」に改める。

附則

1 この法律は、公布日から施行する。

2 改正後の納税貯蓄組合法第八条第一項の規定は、この法律の施行の日以後に支払いを受けるべき納税貯蓄組合預金の利子で、当該利子に係る同項に規定する期間のう

ちに同日以後の日が含まれるものについて適用する。

3 この法律の施行の際納税貯蓄組合連合会又はこれに類似する名称を用いている団体は、この法律の施行の日以後一月間に限り、改正後の納税貯蓄組合法第十二条第一項の規定にかかわらず、同法第十条の二に規定する届出をしないで、納税貯蓄組合連合会又はこれに類似する名称を用いることができる。

昭和三十九年二月二十八日印刷

昭和三十九年二月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局